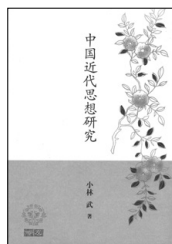


# 伝統思想再生の文化構造の解明

小林武著  
中国近代思想研究



A5判 512頁  
朋友書店  
[本体 7,000円 + 税]

手代木 有見

本書は、『章炳麟と明治思潮——もう一つの近代』（研文出版、二〇〇六年）、『清末功利思想と日本』（佐藤豊氏との共著、研文出版、二〇一一年）など章炳麟を中心とする中国近代思想史研究によって知られる小林武氏が四〇年来の論考をまとめて一冊としたものである。章炳麟といえは、わが国では仏教理論に根拠をおくその反満革命思想が、論者によるニュアンスの差はあれ高く評価される一方、そうした評価への批判もなされてきたが、いずれにせよ清朝考証学を継承・改造した章が徹底して伝統思想に依拠した思想家だったことは誰もが認めるところであろう。清末においては伝統的な華夷的文明観から西洋中心の新たな文明観への転換にともない、西洋近代思想の受容が課題となるが、知識人の思考はなお伝統文明下に形成された思想体系に規定されていたから、その受容は程

度の差はあれ伝統思想を意識して展開された。かくして西洋近代思想受容における伝統思想の作用がしばしば論じられ、章はその際欠くことのできない存在と目されてきた。本書は、西洋近代思想受容における伝統思想の問題を、特に章におけるその再生の文化構造に焦点をあてて論じた労作である。これまで難解な文章で知られる章になかなか近づけなかった評者も多くの刺激を受けた。そこで本書を構成する三編のうち、従来ほとんど顧みられることのなかった章の法制論を扱った直近の成果である第一編「章炳麟と中国法」を中心に紹介してみた。

中国では儒教の法への評価が低かったために、法が論じられることはまれだった。しかし章は早くから法に関心をもち、清朝が日本などをモデルに立憲化に動く、近代法の模

傲を批判し中国法の独自の近代化に向けて法制への思索を深めていった。第一編では、伝統思想との関わりで章の法制論の展開をたどり、それが辛亥革命前後の体制構想に深く結びついていたことを論じる。第一章「章炳麟の『憲法大綱』批判」では、清朝が頒布した「憲法大綱」(一九〇八)への章の批判には、代議制は一君万民体制下の粗放な統治がもたらした民の自由(放任の自由)を阻害する、という中国の歴史・文化をふまえた独自の代議制批判が含まれていたとする。第二章「章炳麟の中国法に対する評価」、第三章「五朝法律索隠」の歴史的位置」では、「五朝法律索隠」(一九〇八)という論文に注目し、章が清朝の近代法導入に触発されて儒教色が濃厚な中国法の問題点を洗い出し、歴代の法に汲むべき可能性を探ったことを論じる。すなわち民の儒教倫理からの逸脱に厳しく、官僚らを優遇する漢律や唐律を批判し、まだ研究がなかった五朝(魏、晋、宋、齊、梁)の法に、法の公平適用、罪刑一致の性格を見出したことを明らかにする。また第四章「清末における礼と法の見方をめぐって」では、梁啓超、劉師培、嚴復や清朝官僚が、儒教が旧律に与えたゆがみに無関心だったと指摘する。第五章「章炳麟における法の問題」では、『廬書』(初刻本一八九九、重訂本一九〇四)と『檢論』(一九一四)を検討し、章の法制論が一貫して法を狭く

刑律だけとは解さず広く制度としてみなすとともに、法を例外なく公平に適用すべきものと考え、また罪刑一致を重視したことなどを明らかにする。第六章「章炳麟の体制構想」では、章のそうした法制論が、彼が辛亥前に構想した「諦実之共和」体制における法制にも反映していたことが明らかにされる。すなわちその法制の意図は①民衆の権利擁護、②総統権力の牽制、③権力者・官員への法適用厳格化にあったとする。ただし主権者たる民ではなく法制エリートに立法をゆだね、民意の実現において問題を残したとする。終章では、民国初の一〇年に及ぶ規範機能なき法制の現実により、辛亥革命における法の普遍的支配(上記①②③など)への期待を裏切られた章は、さらに法の支配と民の主権の保護を目指し、権力の分散による牽制(連省自治など)および国会機能の監察官による監督を唱えたと指摘する。そして辛亥革命を通じて章の法制論が法の普遍的支配を重視する点で一貫していたことから、辛亥革命の章を単に「頽唐」したと見る従来の評価の再検討を提起する。

第一編が、章の法制論に注目することで辛亥革命後の政治体制構想に見出せる一貫性を明らかにしたことは、辛亥革命の章への評価を考える上で重要な意味を持つてであろう。また章が儒教倫理の中国法への影響を強く批判したことに関する詳細

な指摘は（第二章）、彼の儒教批判を考えるうえでまことに興味深い。だが評者が最も刺激を受けたのは、一見伝統思想とは結びつかない法の近代化の問題が、近代法基準にかなう五朝法の発見によって提起されたとの指摘である。本編は、あくまで歴史・文化にねざして独自の近代化を構想しようとした章における伝統思想再生の具体的様相を、章の法制論の検討を通じて鮮やかに浮き彫りにしたといえる。

続く第二編「章炳麟における知の諸相」、第三編「清末の諸子学と異文化受容」を読むと、第一編にうかがえた伝統思想再生の様相とそのメカニズムを解明しようとする鮮明な問題意識が、著者の研究に一貫していることがわかる。第二編では、章の知のあり方が、西洋近代思想の刺激を受けつつ、その模倣ではなく伝統思想の再生によって構築されていった様相が明らかにされる。例えば、第一章「章炳麟における表現の問題」では、章が文学において文字の特性を重視し、レトリックを排して文質の調和を強調し、また名実一致を説く正名論を文学論と同次元で捉えたのは、漢字という視覚性・象徴性の強い文字言語に着目したことと関わり、そのことが世界と人間の多様性をありのままに捉える態度を生んだとする。第二章「章炳麟における歴史叙述」では、章は西洋の文明史の新たな視点から中国史の叙述形式を再考し、正史では

二次的だった「書」・「志」を重視することで、歴史を皇帝中心でなく集団・モノ・人の関数と捉え、民俗の世界に目を向けたとする。補論「清末の「自主」と明治思想」では、章の「自主」の思想が、一方で *liberty* を意識しつつも、他方で個人を強調し公理の強制を拒み、東洋的自由（放任の自由）の色彩を併せ持つ独自のものだったとする。このように章の思想を構成する表現方法、歴史叙述、「自主」の思想などについて、その形成過程を詳細に分析し、それらがいかに歴史・文化にねざした思索に支えられていたかが明らかにされており、伝統思想再生の多様な様相を理解できる。なお前著『章炳麟と明治思潮——もう一つの近代』は、初期の章における肯定的な西洋近代思想受容に関する優れた研究であり、その一部が第二編の第四章、第五章に再録されている。

ではこうした伝統思想の再生はなぜ可能となったのか。第三編ではこのことが清末にしばしば異文化受容の受け皿となった諸子学の性格の検討を通じて考察される。ことに第一章「清末の諸子学」では、章の言説から伝統学術の性格として思想性（強い社会的関心）と学術性（厳密な文献考証。そこには経学由来の討議する性格を含む）を抽出するとともに、伝統学術は保守主義（経の不可侵）および批判主義（経の自主的解釈）という両義性を有したとし、思想性と学術性の間に保守主義

と批判主義の関係が構造化されることで、伝統思想の革新と再生が可能になったと指摘する。そのうえで清末諸子学が西洋近代思想と接触した際、この思想性と学術性（討議の性格）が作用し、伝統を脱ぎ捨てて西洋に置き換えず「異文化を一々自国文化に比擬」することで、諸子学が西洋受容の準拠枠となったとする。そしてこの中西を対比する思考方法は、伝統学術がもつ討議の性格の作用による中西の同異の検証（例として、梁啓超における西洋近代科学精神と考証学の「实事求是」、および章におけるビュタゴラスと『周易』の同異の検証をあげる）が見出せる点で、所謂「付会」を超えて展開したとする。こうした伝統学術の性格と伝統思想再生の関係についての指摘、ことに討議の性格の作用が「付会」を超えさせたとの指摘は、清末知識人の異文化受容への従来にない鋭い洞察であり、今後の議論の深化が期待される。

かつて島田虔次氏は、清末における伝統思想諸流派の展開の中で、古文派の章が革命とどう結びついたのかを克明に明らかにした。その指摘は今日も価値あるものだが、ここでは西洋近代思想は背景に過ぎなかった。対して本書では、章において西洋近代思想との格闘を通じて伝統思想がどう作用しどう再生したかが、両者の内容対比、伝統思想の性格分析をふまえて論じられるまでに研究が深化されている。また梁啓

超、嚴復ら西洋受容の積極的推進者たちとの対比が終始意識されていることが、本書の価値をさらに高めている。

日清戦争後、宣教師の中国国民性批判や日本經由の西洋近代思想の影響力の強まりの中で、急激に進んだ西洋近代への傾斜は、辛亥後の五四新文化運動において頂点に達する。しかし第一次世界大戦の惨禍は西洋近代への不信感を生み、東西文化論争の中で伝統思想の再評価が起こることになる。こうした展開の中で、本書が明らかにしたことくあくまで伝統思想に依拠しつつ西洋近代思想と格闘した章の思想的営為を考えると、中国近代における章の思想家としての存在の大きさと伝統思想の多様な可能性を改めて強く認識させられる。本書の刊行が、中国近代における伝統思想の作用に関する研究の新たな発展の契機となることを期待したい。なお小文の校正段階で、佐藤豊氏による書評（『中国研究月報』第七十四巻第五号、二〇二〇年五月）があることを知った。あわせて参照されたい。

（てしろぎ・ゆうじ 福島大学）